

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (P O P s 条約) の概要

背景

毒性、難分解性、生物蓄積性及び長距離移動性を有する P O P s (Persistent Organic Pollutants、残留性有機汚染物質) については、一部の国々の取組のみでは地球環境汚染の防止には不十分であり、国際的に協調して P O P s の廃絶、削減等を行う必要から、2001年5月、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」が採択された。

条約の概要

1 . 目 的

リオ宣言第15原則に掲げられた予防的アプローチに留意し、残留性有機汚染物質から、人の健康の保護及び環境の保全を図る。

2 . 各国が講ずべき対策

製造、使用の原則禁止 (アルドリノ、クロルデン、ディルドリン、エンドリン、ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、マイレックス、トキサフェン、P C B の 9 物質)
及び原則制限 (D D T)

非意図的生成物質の排出の削減 (ダイオキシン、ジベンゾフラン、ヘキサクロロベンゼン、P C B の 4 物質)

P O P s を含むストックパイル・廃棄物の適正管理及び処理

これらの対策に関する国内実施計画の策定

その他の措置

- ・条約に記載されている12物質と同様の性質を持つ他の有機汚染物質の製造・使用を防止するための措置
- ・ P O P s に関する調査研究、モニタリング、情報提供、教育等
- ・途上国に対する技術・資金援助の実施

3 . 条約の発効

2004年5月17日発効。(条約の発効には50ヶ国の締結が必要であり、2004年2月17日、50ヶ国目が締結(日本は2002年8月30日に締結済))。2005年1月18日現在89ヶ国が締結。